



様式第2号(第5条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証

住所 佐賀県多久市多久町757番地5

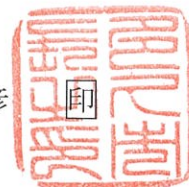
氏名 真生工業 株式会社

代表取締役 中島 功 様

多久市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり指定したことを証する。

令和7年2月6日

多久市長 横尾 俊彦



指定年月日及び指定番号	令和7年2月6日	指定第 2 号
事業の範囲	事業の種類	再生輸送業・再生利用業
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず類（剪定くず、伐採樹木、竹等）
指定条件	1. 輸送は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのないように行うこと。 2. 引き取られた一般廃棄物は、すべて再生利用に供されること。 3. 搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないこと。	
指定期限	令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日	